3.道路陥没や占用物件の維持管理に関する最近の動き

道路の取り組み経緯

埼玉県八潮市での道路陥没事故（R7.1.28）

＜有識者委員会での議論＞

「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」（R7.2.21～R7.11.5　計9回）

- 地下管路の管理や、道路管理者と他の管理者とのリスク情報の共有等のあり方などを専門的見地から検討

「社会資本整備審議会 道路分科会 基本政策部会」（R7.11.7）

- 道路地下空間をとりまく現状と課題について議論

「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」による第三次提言（R7.12.1）

- 信頼されるインフラのためのマネジメントの戦略的転換

「社会資本整備審議会 道路分科会 基本政策部会」（R7.12.19）

- 道路地下空間をとりまく現状と課題に対する、具体な取組とロードマップ（案）を整理

- 道路地下空間利用のあり方等検討委員会（R8.3.2）
- 占用制度のあり方に関する専門部会（R8.3.17）
- 国道（国管理）の維持管理等に関する検討会（R8.3.23）

有識者委員会での議論を反映し取り組みを実施

＜主な取り組みの実施状況＞

地下占用物連絡会議の設置（R7.3～）

- 道路管理者と占用者相互の点検結果や、道路陥没対策に資する情報等の共有

道路法施行規則の改正（R7.7公布、R8.4施行）

- 占用者に対して、占用物の安全性、点検結果等の報告を求めることを規定

道路メンテナンス年報（R7.8）

- 路面下空洞調査や占用物の点検結果を公表

新道路技術会議による研究開発の採択（R7.9）

- 道路陥没の被害軽減に資する技術研究開発を採択し、研究機関と連携し新技術の開発を推進

道路陥没実績の詳細データ公開（R7.12）

- 路面下空洞調査や占用物の点検結果を公表

- 新技術導入促進計画に基づく技術公募（R8.3.23）
- 下水道法等の一部改正（R8.3.27法案閣議決定）
- 道路管理者が道路占用者に対して実施すべき措置に関する手引きの通知（R8.3.31）

道路地下空間の課題への対応に関するロードマップ（案）

課題	取り組み内容	2025	2026	2027	2028
道路陥没	道路下にある道路施設の適切な維持管理の実施		点検等の試行実施、規定化の検討	運用	
	路面下空洞の発生傾向分析及び空洞調査要領の改訂	陥没リスク箇所調査の実施	調査結果の分析、調査要領の改訂検討	運用	
	道路陥没対策に資する新技術の研究開発と活用（新道路技術会議）	研究の募集・採択	研究開発	技術導入の検討	
	道路陥没対策に資する新技術の研究開発と活用（新技術導入促進計画）	導入促進機関の公募	公募要領の検討	技術公募、評価等	カタログ化
	占用者と連携した空洞調査・路面変状把握		運用検討	順次運用	
	無電柱化、共同溝の整備	無電柱化・共同溝の整備推進			
地下施設等の管理	全国統一型の占用関連システムの構築	システムの検討・整備	順次運用、システム改良		
	道路空間情報の見える化（プラットフォームの構築）		システムの検討・整備	運用、情報の充実化	
	占用工事完了後における竣工図面（竣工データ）の提出		運用検討	運用	
	既存物件の竣工図面（竣工データ）の提出		運用検討	運用	
	既存地下施設等の正確な位置情報等を把握する技術の開発（SIP）		試行・研究		
	地下占用物連絡会議を通じた道路管理者・占用者における情報共有・連携の強化	会議の場を通じた点検結果・陥没対策に資する情報等の共有、道路メンテナンス年報による情報発信			
	占用者から道路管理者への占用物の安全性や点検結果等の報告	省令改正	運用検討	運用	
	占用許可申請時における占用物の維持管理の内容把握		運用検討	運用	
地下施設等の老朽化	道路管理者と占用者による更新計画等に基づく長期的な工事実施時期の調整		運用検討	運用	
地下空間等の利用のあり方	地下施設等の埋設・占用・負担等の考え方を整理・検討		方針等の整理・検討	順次運用	

道路地下空間利用のあり方等検討委員会

道路地下空間利用のあり方等検討委員会について

設置目的　（R8.3設置）

○ 道路地下施設の老朽化等が起因となる道路陥没事故の発生や新たな地下空間利用ニーズ等を踏まえ、安全・安心な道路空間の確保と道路利用に対する適切な負担の仕組みの構築に向けて、道路地下空間利用のあり方等について検討を行う。

議論事項

○ 道路地下空間の課題への取り組みのフォローアップ

○ 安全・安心な道路空間の確保に向け、地下空間の利用はどうあるべきか？
- 地下施設の特性等を考慮した埋設すべき位置や路線とは
- 占用廃止時等の残置のあり方とは　　等

○ 道路空間の利用に対する負担はどうあるべきか？
- 道路管理者と占用者の連携による地下空間マネジメントを行うための負担のあり方とは
- 道路交通等に与える影響を考慮した道路管理者と占用者の適切な負担とは　　等

構成委員

秋葉 正一
（日本大学生産工学部土木工学科 教授）

小幡 純子
（日本大学大学院法務研究科 教授）

久保田 尚 【委員長】
（埼玉大学 名誉教授、日本大学 客員教授）

桑野 玲子
（東京大学生産技術研究所 教授）

小島 武仁
（東京大学大学院経済学研究科 教授、
マーケットデザインセンター長）

二村 真理子
（東京女子大学現代教養学部 教授）

※五十音順、敬称略

【論点】 地下占用物を道路に埋設する位置の考え方

「第1回道路地下空間利用のあり方等検討委員会（2026.3.2）」資料抜粋

■道路の地下を縦断占用する場合の基準（道路法施行令）

- 「歩道に適当な場所がない」かつ「公益上やむを得ない事情がある場合」を除き、歩道下への占用が原則

■車道下に占用を認めているケース

①歩道下に他の既埋設物件が輻輳しており、新たな設置が困難
②歩道が存在しない等、車道以外の場所が存在しない
③元々歩道下に埋設されていたが、拡幅時、工事に支障がないことから移設せず、結果的に車道下となった

①

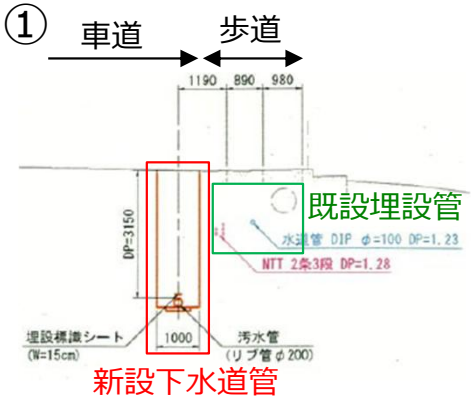

②

③

- 八潮市での陥没事故では、県道の車道部（交差点部）に埋設された下水道（構造弱部）の損傷が原因
- 通行規制が長期化しているとともに、当該県道は緊急輸送道路であり、災害等が発生した場合の影響も懸念
- また、当該箇所には下水道の他、複数の占用物件が輻輳しており、復旧工事に時間を要す一因

⇒緊急輸送道路などにおける地下占用物の埋設位置のあり方を議論する必要があるのではないか？

【論点】 道路占用の対価の現状

「第1回道路地下空間利用のあり方等検討委員会（2026.3.2）」資料抜粋

■道路を占用する場合の費用（道路法）

- 占用物件の維持管理や工事に関する費用については占用者が負担。
- 道路管理者は<u>道路の占用につき占用料を徴収</u>することができる。

■現状

- 占用料については、占用者が土地の使用について現に明確な受益が発生している（一般の土地の賃貸借に類似している）ことに着目し、占用料額を定めている。
- 広告物等の占用者においては、占用料とは別に、道路の維持管理へ協力をしている例も存在（公共貢献）

- 地下埋設物に起因する道路陥没事故や電柱倒壊等による道路交通や道路管理への影響が発生

⇒**<u>道路管理者と占用者の連携による地下空間等マネジメントのため、道路交通や道路管理に与える影響等も考慮した道路利用に対する負担の仕組みについて議論が必要ではないか？</u>**

【論点】 道路占用廃止時における残置の扱い

「第1回道路地下空間利用のあり方等検討委員会（2026.3.2）」資料抜粋

■占用廃止時の基準（道路法）

- 占用廃止時は、占用物件を除却し原状回復しなければならないが、原状回復が不適当な場合はこの限りではない。

■残置を認めているケース

①撤去工事による交通への影響が大きい場合（撤去に要する期間が長く、長期間の通行止めが発生　等）
②撤去工事による道路構造等への影響が大きい場合（撤去により地盤沈下が生じるおそれ　等）

- 件数は比較的少ないものの、残置物を原因とする陥没事案も発生している状況
- 残置を認める詳細な考え方や負担のあり方、残置方法等について法定基準以外の規程がない

⇒**残置に関する統一的な考え方（ガイドライン）の整備について議論が必要ではないか？**

残置された管が起因した陥没事例
国道5号（北海道札幌市）

陥没箇所を掘削した結果、確認された残置物（管路）

道路地下空間利用のあり方等検討委員会の今後の進め方

「第1回道路地下空間利用のあり方等検討委員会（2026.3.2）」資料に加筆

令和８年３月２日

第１回　道路地下空間利用のあり方等検討会

道路地下空間利用のあり方等検討会
（複数回開催）

- 道路陥没対策の取組のフォローアップ
- 今後の道路地下空間利用のあり方の議論

令和８年度内目途

中間整理

取組状況
の報告

必要に応じて
意見等

道路陥没対策
に資する取組の
推進

国道（国管理）の維持管理等に関する検討会

国道（国管理）の維持管理等に関する検討会について

設置目的 （H24.8設置）

○ 国道（国管理）の今後の維持管理のあり方について幅広くご議論するために設置。

検討経緯

○ H24.8：検討会を設置

○ H25.3：検討会での議論をとりまとめ
- 国管理道路の維持管理基準に反映

○ R元.9：前回議論から６年以上経過したことを踏まえ、維持管理状況のフォローアップを行うとともに、国管理道路の維持管理の高度化、効率化に向け議論を開始

○ R2.5：検討会での議論をとりまとめ（中間とりまとめ）
- 地域属性や季節変動に配慮した弾力的な運用
- 地域や民間等との連携促進
- 進展が著しいＩＣＴ・ＡＩ等の新技術の積極的な活用

○ R6.6：ICT・AIの積極的活用について議論
- 国管理道路の維持管理基準の一部改訂

議論事項

○ 中間とりまとめから５年以上経過したことを踏まえ、これまでの維持管理の実施状況のフォローアップを行うとともに、維持管理を取り巻く昨今の情勢変化など踏まえ、さらなる維持管理作業の高度化・効率化に向けた検討を行う。

構成委員

小浦 久子
（国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部 景観研究室 客員日本大学大学院法務研究科 教授）

関本 義秀
（東京大学空間情報科学研究センター 教授）

全 邦釘
（東京大学大学院工学系研究科総合研究機構 特任教授）

堤 盛人
（筑波大学大学院システム情報系社会工学域 教授）

那須 清吾 【座長】
（高知工科大学 経済・マネジメント学群 教授）

二村 真理子
（東京女子大学現代教養学部 教授）

山口 栄輝
（九州工業大学 名誉教授）

※五十音順、敬称略

道路排水施設の損傷に起因する道路陥没

「国道（国管理）の維持管理等に関する検討会（2026.3.23）」資料内容抜粋

- 直轄国道における道路陥没は年間100件程度発生し、道路排水施設の損傷に起因する割合が大きい。
- 道路排水施設のうち、側溝起因の陥没件数が多いものの、陥没の深さは横断水路、集水桝の方が深い。

■ 道路陥没発生件数内訳［直轄国道］
（R2～R6の5か年累計）

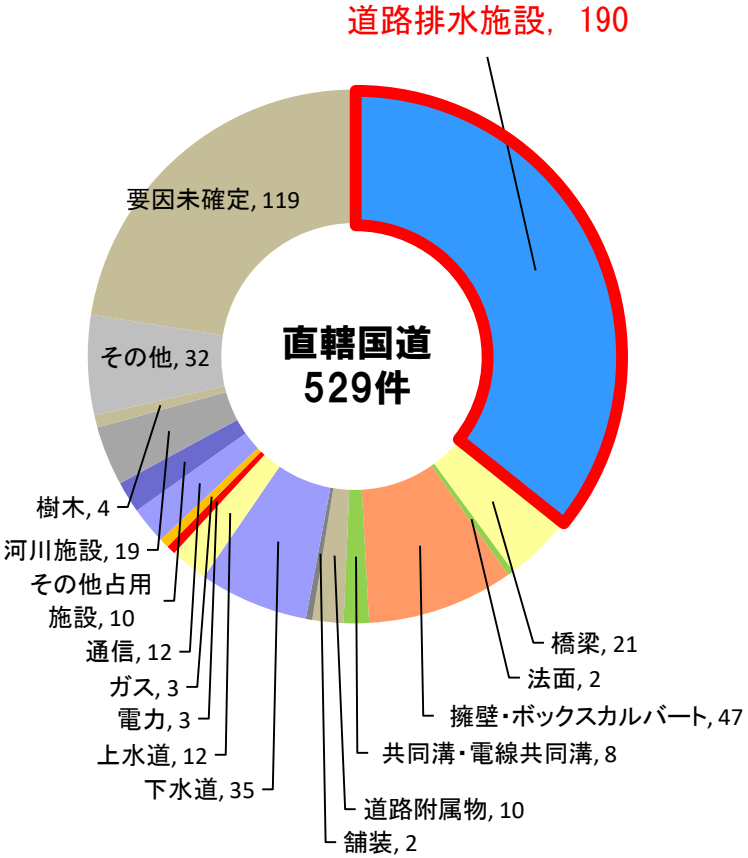

※データ出典：国土交通省調べ

■ 道路排水施設の種類別陥没深［直轄国道］
（R5、R6実績）

（単位：件）

陥没深さ（m）	道路排水施設			計
	側溝	集水桝	横断水路	
0.5未満	18	4	12	34
0.5以上 1.0未満	10	2	4	16
1.0以上 2.0未満	0	5	3	8
2.0以上 3.0未満	0	0	0	0
計	28	11	19	58

※データ出典：国土交通省調べ

道路排水施設の損傷に起因した陥没事例

「国道（国管理）の維持管理等に関する検討会（2026.3.23）」資料内容抜粋

側溝	集水桝	横断水路
■国道53号（鳥取県智頭町） 陥没深さ：0.3m 縦断方向：0.6m 横断方向：0.16m	■国道159号（石川県かほく市） 陥没深さ：0.5m 縦断方向：0.1m 横断方向：0.2m	■国道4号（埼玉県越谷市） 陥没深さ：1.8m 縦断方向：2.0m 横断方向：2.0m
側溝の継ぎ目の目地材が劣化した箇所から雨水が路盤に侵入し土砂が吸い出されたものと推定 	集水桝とヒューム管の継ぎ目の目地材が劣化した箇所から雨水が路盤に侵入し土砂が吸い出されたものと推定 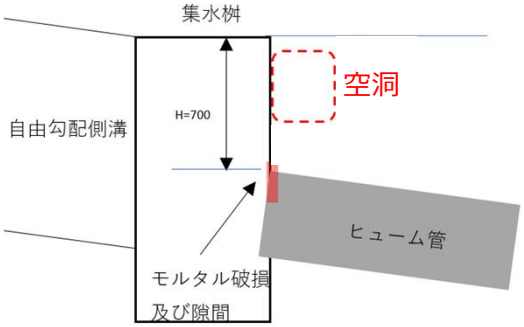	コルゲート管の劣化部から雨水が路盤に侵入し土砂が吸い出されたものと推定

道路下にある道路施設の適切な維持管理の実施

「国道（国管理）の維持管理等に関する検討会（2026.3.23）」資料内容抜粋

- これまでの損傷状況の把握や道路土構造物点検要領を考慮しつつ、陥没時の影響の大きさを考慮した損傷状況把握手法を検討。
- 損傷状況等の把握は、目視又はICT・AI技術等の新技術により確認するものとする。
- 現場での試行を行いつつ、維持管理基準への記載内容について検討

■道路排水施設の損傷把握（議論のたたき台）

	側溝・集水桝	横断水路
通常巡回 （車上パト） ※これまでも実施しているが基準上の記載なし	・路面変状の他、降雨時における路面冠水状況を確認	
定期巡回等 （徒歩パト等） ※これまでも実施しているが基準上の記載なし	・通常巡回で異常を確認した箇所周辺の施設について、破損の有無等を確認 【破損等が疑われるため】 ・路面下空洞調査で確認された空洞のうち、陥没に至る可能性が高い箇所周辺の施設について、破損の有無等を確認 【破損等が疑われるため】 ・陥没が発生した箇所周辺の施設について、破損の有無等を確認 【同様の環境下にある側溝や集水桝の破損等の可能性があるため】	
定期点検 ※陥没時の影響を考慮し加えて実施	－	・緊急輸送道路にある横断水路について、計画的に破損の有無等を確認※2 【陥没時の影響が大きいため】

※2　点検対象や点検頻度については、施設量や下水道管路の技術基準の検討状況なども参考に設定

国道（国管理）の維持管理等に関する検討会の今後の進め方

「国道（国管理）の維持管理等に関する検討会（2026.3.23）」資料内容抜粋

■第１回検討会（令和８年３月２３日）

- ○ 検討会の経緯・目的
- ○ 道路の維持管理を取り巻く最近の動向
- ○ 国道（国管理）の維持管理基準に基づく管理状況と課題（フォローアップ）
- ○ 今後の進め方について

↓

■第２回以降　検討会

- ○「弾力的な運用」、「地域や民間等との連携」、「ICT・AI等の新技術の活用」のさらなる展開
- ○ 維持管理実態や道路を取り巻く状況などを踏まえた維持管理基準の見直し　等

↓

■令和８年秋頃　　維持管理基準（案）の改訂

新技術導入促進計画に基づく技術公募

【新技術導入促進計画】 道路陥没による被害を軽減する調査及び施工等技術

「社会資本整備審議会道路分科会
基本政策部会（2025.12.19）」資料内容抜粋

- 国土交通省道路局では良い技術は活用するという方針の下、毎年度、新技術導入促進計画を作成したうえで、国と連携して新技術の活用に必要な技術基準類の検討や技術の実証を行うための第三者機関等を公募。
- 技術検証の結果、一定の技術の性能値等が確認できたものは、国において有用な技術としてカタログ化。

公募技術名	路面下のより深い位置の空洞や陥没発生リスク箇所を探査・検知できる技術	路面下空洞に強い道路構造技術
公募技術のニーズ	より深い位置の空洞や陥没発生リスク箇所を探査・検知できる技術（探査技術、センシング技術、路面変状モニタリング技術等） ■より深い位置の空洞を探査・検知できる技術のイメージ 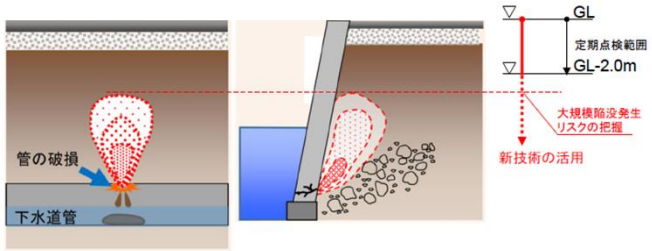 ■陥没発生リスク箇所を探査・検知する技術のイメージ 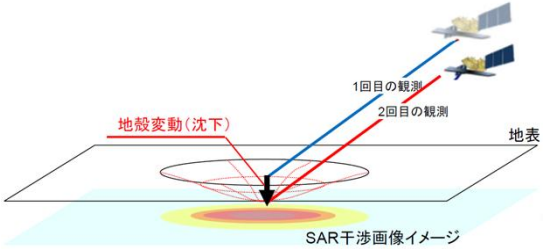 SAR干渉画像イメージ	路面下空洞が発生した場合に、脆性的な破壊を防ぐことが可能な技術、陥没に至る前に変状等が確認できる技術 ■脆性的な破壊を防ぐ技術のイメージ ※地震対策型段差抑制工法　HRB工法 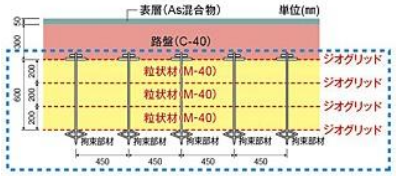 高強度のジオグリッドと拘束部材を用いた複合剛性層を路床に構築する工法 出典：（株）NIPPOホームページより ※アスファルト混合物層の層厚化 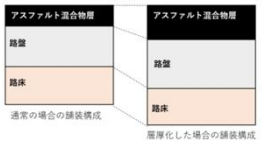 アスコン層厚化のイメージ図 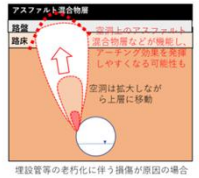 アスコン層厚化による抑制イメージ アスファルト混合物層を厚くすることで、アーチング効果向上による路面陥没への抑制効果も期待
導入促進機関	（一財）先端建設技術センター	（一財）国土技術研究センター

技術公募の開始（R8.3.23～R8.5.22）

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和８年３月２３日
道路局国道・技術課

「路面下空洞に強い道路構造技術」、「路面下のより深い位置の空洞や陥没発生リスク箇所を探査・検知できる技術」に関する公募について
～新技術による道路陥没の被害軽減を目指して～

道路排水施設や下水道などの地下埋設物を起因とする道路陥没への対応は喫緊の課題となっており、路面下の空洞に対して脆性的な破壊を防ぐ技術や路面下の空洞や陥没リスク箇所を検知する技術などが求められています。
このような背景から、道路陥没による被害を軽減する調査及び施工などの新たな技術を公募します。

1. 公募期間：令和8年3月23日（月）～令和8年5月22日（金）

2. 公募要領及び応募資料作成要領：
下記ホームページより、公募要領及び応募資料作成要領をダウンロードできます。
①「路面下空洞に強い道路構造技術」
https://www.jice.or.jp/roadtech/uc-rs

②「路面下のより深い位置の空洞や陥没発生リスク箇所を探査・検知できる技術」
https://www.actec.or.jp/douro-kt-romenka/

3. 公募に関する問い合わせ：
①「路面下空洞に強い道路構造技術」
一般財団法人　国土技術研究センター　道路政策グループ
路面下空洞に強い道路構造技術担当
TEL：03-4519-5002　E-mail：uc-rs@jice.or.jp

②「路面下のより深い位置の空洞や陥没発生リスク箇所を探査・検知できる技術」
一般財団法人　先端建設技術センター　NETISグループ　事務局
TEL：03-3942-3992　E-mail：douro-romenka@actec.or.jp
※「一般財団法人　国土技術研究センター」、「一般財団法人　先端建設技術センター」は道路技術懇談会を経て導入促進機関として選定されている機関です。

【問合せ先】
①「路面下空洞に強い道路構造技術」
道路局 国道・技術課 道路メンテナンス企画室　課長補佐　三好（みよし）
代表：03-5253-8111（内線 37892）、直通：03-5253-8494
②「路面下のより深い位置の空洞や陥没発生リスク箇所を探査・検知できる技術」
道路局 国道・技術課 道路メンテナンス企画室　課長補佐　小野寺（おのでら）
代表：03-5253-8111（内線 37852）、直通：03-5253-8494

＜公募技術①＞

「路面下空洞に強い道路構造技術」

- 従来の舗装に比べて路面下空洞発生時に脆性的破壊を生じにくく、変状を事前に検知が可能であること。
- 道路や占用物件の維持管理について過大な影響を及ぼさないこと。
- 路面下空洞調査への影響が少ないこと。
- 修繕及び占用工事時にリサイクルへの配慮が可能であること。

＜公募技術②＞

「路面下のより深い空洞の位置を探査・検知できる技術」

- 2mを超える深さにある空洞の位置（平面および鉛直位置）を物理探査技術やセンシング技術を用いて探査・検知できる技術
- 探査・検知（事前準備作業含む）にあたり、交通、道路、占用物に過大な影響を及ぼさない技術

＜公募技術③＞

「モニタリングにより陥没発生リスク箇所を探査・検知できる技術」

- SAR衛星やセンシング技術等により、広範囲を対象とした地表面もしくは地中の変状をモニタリングすることで、陥没発生リスク箇所を探査・検知できる技術
- モニタリング（事前準備作業含む）にあたり、交通、道路、占用物に過大な影響を及ぼさない技術

占用制度のあり方に関する専門部会

占用制度のあり方に関する専門部会について

設置目的 （R8.3設置）

○ 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会、社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会における議論等を踏まえ、占用制度のあり方について幅広く検討を行う。

議論事項

○ <u>占用制度の運用等に関する諸課題について</u>

- 占用物件の維持管理
- 占用者と連携した道路空間マネジメント

構成委員

大串 葉子 【部会長】
（同志社大学大学院ビジネス研究科 教授）

小幡 純子
（日本大学大学院法務研究科 教授）

小島 武仁
（東京大学大学院経済学研究科 教授、
マーケットデザインセンター長）

三浦 詩乃
（中央大学理工学部都市環境学科 准教授）

吉澤 隆
（埼玉県県土整備部長）

吉田 由美
（日本自動車ジャーナリスト協会理事）

※五十音順、敬称略

占用物件の維持管理に関する規定

国土交通省

「第1回占用制度のあり方に関する専門部会（2026.3.17）」資料抜粋

■占用物件の維持管理義務法定化（道路法改正:H30）

道路法上、占用物件の維持管理義務に関する規定がなく、責任の所在が明確ではなかったため、占用者が維持管理義務を有することを明記するとともに、是正措置命令権限等を規定。

■占用物件の点検結果等の報告規定（道路法施行規則改正:R7.7公布、R8.4施行）

- 八潮市における下水道管路の破損に起因した陥没事故を契機とし、占用物件の安全性を確認した旨の報告と道路管理者の求めに応じて占用物件の点検結果等について報告を求めることを省令で規定。併せて、道路管理者が適切に運用するための「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」を策定。

- 道路管理者は一般交通に支障を及ぼさないように道路を維持管理する義務を負い、占用者は占用物件を適切に維持管理する義務を負う。
- 一方、占用者から点検結果等の報告を受けることで道路管理者側に情報が集まることから、占用物件が適切に維持管理されていない場合等において、道路管理者から占用者へ適切な対応を求めることが必要。

今回策定

■道路管理者が道路占用者に対して実施すべき措置に関する手引き（案）の策定（R8.3予定）

占用物件の維持管理に対して、道路管理者が速やかかつ適切に対応するために必要な手続きや判断基準等について、現行の適正化ガイドラインを補足する実務担当者向けの資料として、「道路管理者が道路占用者に対して実施すべき措置に関する手引き（案）」を策定。

占用物件に起因する道路の構造又は交通への支障が生じた場合の対応

国土交通省

「第1回占用制度のあり方に関する専門部会（2026.3.17）」資料抜粋

【論点①】損傷箇所と類似の条件下にある占用物件（以下、「類似物件」）に対して対応を求める根拠の考え方

- 現行ガイドラインでは、道路の構造又は交通に支障が生じた場合、当該占用者に原則、点検等の実施を求めている。
- 類似物件では同様の事態が生じる恐れが高く、速やかな対応が必要。

⇒**類似物件に対する点検等について、同様の事態が生じる恐れが高いことから、速やかに占用者に対して類似物件の点検等を行政指導として求め、当該求めに対応をしない場合は、維持管理基準※を充足していないと判断することは適切か？**

※道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検及び修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。（道路法施行規則第４条の５の５）

【論点②】占用物件に起因して生じた道路構造又は交通への支障の分析について

- 現行ガイドラインでは、占用物件に起因する道路構造又は交通への支障が生じた場合、道路管理者は対応終了後、一定の条件を満たすものについて国土交通省道路局へ報告することとなっている。

⇒**占用物件に起因して生じた道路構造又は交通への支障について、今後の対応検討のためにはどのような事象について報告を求めるべきか？**

占用物件の点検結果等に対する道路管理者の対応

国土交通省

「第1回占用制度のあり方に関する専門部会（2026.3.17）」資料抜粋

【論点③】地下占用物連絡会議等において報告された点検結果に対する対応

- 地下占用物連絡会議等において報告される点検結果等や、道路構造又は交通に支障が生じた箇所の類似物件の点検等の結果、修繕等の措置が必要と診断された場合であっても、予算措置の都合等により措置が終了していないもの存在。

⇒**点検等の結果、修繕等の措置が必要と診断された箇所において、当該措置が未了の場合は、措置されるまでの間、安全性に問題がないことをどのように確認すべきか？**

論点①～③に対する道路管理者の対応や、現行ガイドラインの運用にあたり道路管理者として留意すべき事項等をとりまとめた「道路管理者が道路占用者に対して実施すべき措置に関する手引き（案）」を策定。

道路管理者が当該手引きに基づく対応をすることで、
占用物件のより適切な維持管理が実施され、安全性を確保

占用制度のあり方に関する専門部会の進め方

国土交通省

「第1回占用制度のあり方に関する専門部会（2026.3.17）」資料抜粋

占用に関する近年の課題である「占用物件の維持管理」、「占用者と連携した道路空間マネジメント」等に関する検討のほか、今後の占用制度のあり方について幅広く議論。

本日
（令和８年３月１７日）

占用物件の維持管理に関する道路管理者から占用者への対応について

いただいたご意見について事務局側で整理

R7年度内

道路管理者が道路占用者に対して実施すべき措置に関する手引き策定

Ｒ８年度以降

占用制度の運用等に関する諸課題について議論

・占用物件の維持管理
・占用者と連携した道路空間マネジメント　等

下水道法等の一部改正

●下水道法等の一部を改正する法律案

背景・必要性

○ 令和７年１月に埼玉県八潮市で老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生。施設の老朽化、職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況。

○ 下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理が必要。

⇒ **強靭で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するための措置を講ずる必要。**

埼玉県八潮市の事故現場（令和7年1月31日）

法案の概要

1．安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立

①確実な老朽化状況の把握 【下水道法】

- 老朽化に伴う管路の安全性（状態と対策の要否）を評価する診断の基準を法制化
- 下水道管理者は診断結果等の維持管理の状況を公表　※併せて、政令等で定める点検の頻度・方法の基準を見直し

②下水道の戦略的な再構築 【下水道法】

- 下水道の構造について、点検・修繕・改築や災害・事故時の応急措置の容易性（複線化等）を考慮すべきことを原則化
- 下水道管理者は施設の計画的な改築を実施、収支見通しを公表

◀ドローンを活用した点検・診断のイメージ

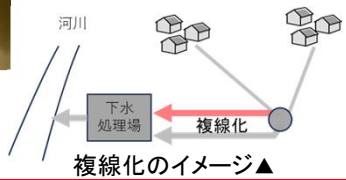

複線化のイメージ▲

③道路管理者との連携強化 【下水道法】【道路法】

- 下水道の点検に関して道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に位置づけ

▼路面下空洞調査の実施例

（空洞探査車による調査）

（貫入試験による調査）

2．道路地下空間の安全性確保

①道路占用者と道路管理者の連携強化 【道路法】

- 道路占用者と道路管理者との間で「占用物件等維持修繕協定」を締結し、道路や占用物件の点検や修繕等を連携して行うことができる制度を創設　※道路占用者：道路管理者の許可を受けて施設等を設置し、道路空間を継続使用する者（下水道管理者等）

②占用許可制度の見直し 【道路法】

- 占用許可申請書の記載事項に占用物件の維持管理に関する事項を追加
- 道路の地下に埋設する占用物件の工事完了時の届出（竣工図等の提出）を義務付け

3．下水道マネジメントを支える基盤の強化

①下水道の基盤強化・広域連携の推進 【下水道法】

- 法律の目的に「下水道の基盤の強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設
- 複数の下水道管理者の連携を推進するため、都道府県が広域連携推進計画を策定する制度を創設
- （本来は市町村が管理する）公共下水道を都道府県（都道府県加入の一部事務組合等を含む）が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設
- 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者連携の責務を明確化
- 改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化

②下水道区域の見直し 【下水道法】

- 人口減少を踏まえた下水道区域の見直し（集合処理から個別処理への転換）に必要な規定の整備

▲広域連携のイメージ

【施行期日】 公布の日から６月以内施行

【下水道法等の一部を改正する法律案】

下水道管理者と道路管理者の連携強化　道路占用者と道路管理者の連携強化

改正の背景・必要性

- 「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」での議論では、**占用者と道路管理者の協力体制は現状では十分とはいえない**との指摘がなされた

（道路占用者：道路管理者の許可を受けて施設等を設置し、道路空間を継続使用する者（上下水道、電気、ガスの事業者等））

- 道路や占用物件の維持・修繕に関する費用負担等について、現行制度では柔軟な取り決めを行うことが困難であり、**道路占用者と道路管理者が効率的かつ柔軟に連携して取組を進めることができないおそれがある**

道路空間を占用する各種施設

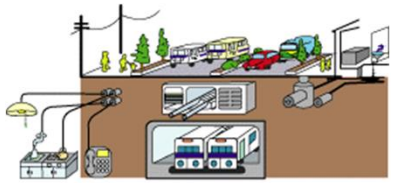

道路陥没のメカニズム例

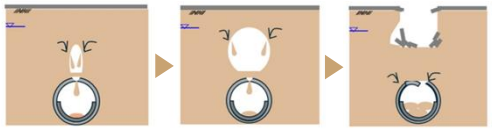

埼玉県「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会」最終報告書「シナリオ2」より抜粋、一部改変

改正概要

下水道管理者と道路管理者の連携強化

下水道の点検に関し道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に記載することができる制度を創設

（記載にあたっては道路管理者への協議か、法定協議会※での協議が必要）　※道路管理者や道路占用者等で構成

▶ 路面下空洞調査の共同実施や地盤情報の提供等、下水道管理者の点検に道路管理者が協力

法定協議会の例
（地下占用物連絡会議）

路面下空洞調査

道路占用者と道路管理者の連携強化

道路占用者と道路管理者が「占用物件等維持修繕協定」を締結できる制度を創設

▶ 道路や占用物件の維持・修繕に関する費用負担について、道路法上の規定に関わらず取り決めること等が可能に

【下水道法等の一部を改正する法律案】

占用許可制度の見直し

改正の背景・必要性

- 占用手続きの中で**<u>占用物の維持管理の内容を正確に把握できていない</u>**
  - ・長期にわたって地下に埋設される占用物件の維持管理が適切に行われていなかった場合、道路利用者や道路交通に多大な影響が生じるおそれがある

- **<u>地下施設の正確な位置情報把握ができていない</u>**
  - ・事故発生時の即応に課題
  - ・今後、地下空間情報のデジタル化・統合化を進めるべきところ、竣工図面が道路管理者に共有される仕組みとなっていない

八潮の道路陥没箇所の地下埋設物の状況
（断面図）

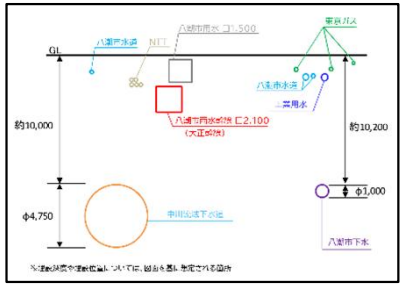

埼玉県「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に関する復旧工法検討委員会」第1回資料より

改正概要

占用許可制度の見直し

電柱、電線、水道管、下水道管、ガス管等の占用許可申請書の記載事項に占用物件の維持管理に関する事項を追加

▶ 道路管理者が占用物件の点検計画を把握可能に

道路の地下に埋設する占用物件について工事完了時の届出（竣工図等の提出）を義務付け

▶ 道路管理者が正確な位置情報を把握可能に

４．道路法施行規則の一部を改正する省令の施行について

地下占用事業者との情報共有の強化（管理状況の報告義務）

国民とともに守る基礎インフラ上下水道のあり方～安全性確保を最優先する管路マネジメントの実現に向けて～
（令和7年5月28日下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会）

- ■ 国管理道路では、地下占用物の管理状況を報告する義務を占用許可条件として規定しているが、同様の取組を行っている自治体は一部にとどまっている。また、管理状況の報告についても安全性を確認したことを証する書面のみの提出となっている。
- ■ 道路地下空間情報の統合化の実現を図るためにも、自治体管理道路を含め地下占用物の安全性を確認した旨や、点検結果などを報告するなど共有を図ることを制度化するとともに占用許可条件として規定する仕組みを検討すべきである。

⇒上記を踏まえ、占用物の維持管理に関する基準を定めた道路法施行規則を改正し、占用者に対して以下の報告を求めることを規定。**（令和8年4月1日より施行）**

直轄の取組の横展開のための対応

占用物の安全性についての報告

占用物の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告

【報告時期】

ア）占用期間の更新時

イ）電柱、電線、地下管路等は占用期間が5年を超える場合、ア）に加えて5年が経過する時期

陥没リスクを踏まえた追加的な取組

地下占用物連絡会議※等が必要と認める場合に点検結果等の報告

※道路法第28条の2第1項に規定する協議会

占用物の点検の実施状況及び結果等を道路管理者又は地下占用物連絡会議等への報告

【報告頻度】

道路管理者又は地下占用物連絡会議等が定める期間に1回

※占用物の規模等を考慮

第3次無電柱化推進計画（素案）ポイント

維持管理

4. 電柱の老朽化状況を踏まえた効率的な無電柱化

■ **八潮市における道路陥没事故**を踏まえ、道路管理者が電柱の維持管理状況を定期的に確認する。また、電柱の老朽化状況を踏まえ、無電柱化を検討するなど、効率的に無電柱化を推進します。

高度経済成長期に整備された**電柱の老朽化が進行**

〔 コンクリート柱の経年分布 〕

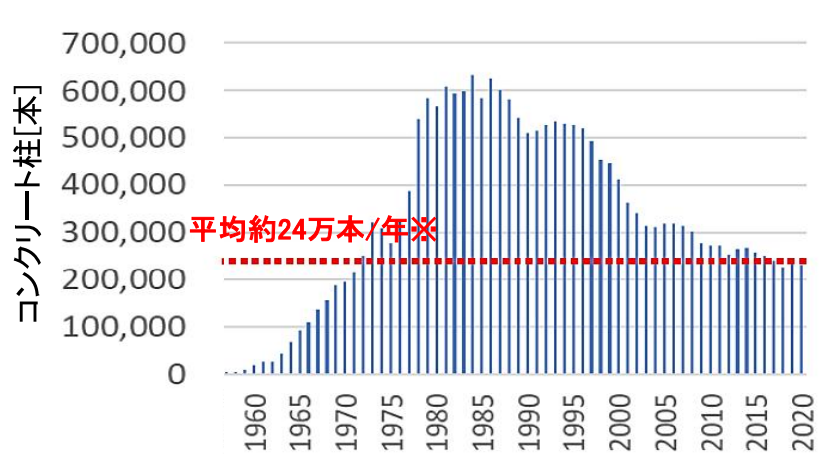

※2016～2020年度の平均

※一般送配電事業者10社の設備（2020年度末時点）　※通信柱の経年分布は不明

（出典）広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）（別冊（資料編））2023年3月　資料を加工

道路管理者が**電柱の維持管理状況**を電線管理者から**定期的に確認**

電柱の老朽化状況を踏まえ、**無電柱化を検討するなど、効率的に無電柱化を推進**

外部要因により発生した劣化が経年により進行した事例

コンクリートの剥離・内部鉄筋の錆

クラック

（出典）
左：関西電力送配電HP
右：高経年設備の更新計画について（北陸電力株式会社）

地下占用物連絡会議

な取組について、情報の横展開を図る。

電線管理者に対しては、観光地域振興無電柱化推進事業を活用して、観光地における無電柱化を支援する。また、電線敷設工事資金貸付金制度を活用して電線共同溝方式による無電柱化を支援する。なお、各電線管理者で事業規模が異なる中で、事業の円滑な進捗を図るための方策を検討する。

電線管理者の取組として、一般送配電事業者においては、令和５年に創設されたレベニューキャップ制度上の目標は、本推進計画を踏まえて策定されることとなっており、その目標が確実に達成されるよう、関係省庁が連携して対応する。また、通信事業者においては、これまで通信障害の防止を目的とした単独地中化を進めてきており、今後更に一般送配電事業者と連携し、共同での単独地中化を計画的に取り組む。

７．メンテナンス・点検及び維持管理

近年の激甚化する災害を踏まえ、災害に強い施設、設備のあり方について検討を進めるとともに、当初の地中化施設が整備後約 30 年以上経過していることから、施設の健全性を維持していくことが必要である。

１）災害に強い設備の検討

阪神・淡路大震災及び東日本大震災における電力線と通信線の被害率は、架空線に比べ地中線が低いものの、地震災害における地中線の復旧には時間を要する場合もあるため、地中ケーブルの事故点探査手法について、現場担当者による活用が促進されるよう、研修等の実施を進めるとともに、架空線による速やかな応急復旧を実施する。

地方公共団体が作成するハザードマップによる津波・高潮や洪水・浸水が予測される地域、液状化が予想される地域で対応が難しい場合は、柱上型機器や屋側配線、地上機器の嵩上げなどの手法を検討する。

２）電線共同溝の点検及び維持管理

令和５年に策定した「電線共同溝管理の手引き（案）」に基づき、引き続き電線共同溝の適切な維持管理を図っていく。国は、災害等への対応により得られた知見を踏まえ、必要に応じて手引きの更新を行う。

３）占用物件の点検及び維持管理

令和７年１月の埼玉県八潮市における道路陥没事故を踏まえ、道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、道路管理者が電柱などの占用物件の安全性や維持管理の状況について定期的に確認するなど、

道路管理者と道路占用者の連携強化を進める。

また、高度経済成長期に整備された電柱の老朽化が進行している状況も踏まえ、効率的な無電柱化に向け、道路管理者は電線管理者に対し、電柱の更新に合わせた地中化の検討を要請する。また、電線管理者は連続する電柱の更新について、その情報を道路管理者に共有するなど効率的に無電柱化に取り組む。

８．関係者間の連携の強化

１）推進体制

関係者が協力して事業を推進していくために、関係省庁、道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者との連携が不可欠である。

地方ブロック無電柱化協議会及び都道府県部会については、無電柱化の対象区間の調整に加えて、計画段階から関係者間で協議、調整する場とするとともにコスト縮減策の普及や事業のスピードアップに向け、地域や現場の実情に応じた多様な整備手法の活用についても取り組む。そのほか、外部有識者の参画を図り、占用制限に係る調整や、先進事例の共有などを通じて、無電柱化の促進に向けて同会議の活性化を図るとともに、同会議に相談窓口を設け、技術面の課題については無電柱化推進技術検討会で検討する。

関係省庁で構成する無電柱化推進方策検討関係省庁連絡会議や技術面の課題を検討する無電柱化推進技術検討会を活用し、関係省庁や関係者間の課題への対応、新技術の採用や地域や現場の実情に応じた多様な整備手法の導入とその普及、さらに品質確保や労働環境改善等の観点を含む施工現場における課題の改善などに連携して取り組む。

２）工事・設備の連携

ガスや上下水道の更新時など他の地下埋設物の工事にあわせて無電柱化を行うことが効率的であることから、計画段階から路上工事占用調整会議等を活用し、同時施工に取り組む。

道路事業等を実施する際、当該事業の事業者は、電線管理者が新設電柱の設置の抑制、既設電柱の撤去を行うことができるよう、事業に関する情報を適切に共有するとともに、電線類を収容する空間、地上機器の設置場所、工事の時期等について電線管理者との調整に努める。

３）民地等の活用

調整中

電気事業者、電気通信事業者（●●社）

都道府県名	市町村名	施設総数（道路内） 電柱本数	①前年度の電柱点検本数 実施本数	不具合本数（自動計算）	②前年度の措置結果 うち更新本数	うち修繕本数	その他措置本数（今後措置予定含む）	備考（調査・点検手法）
●●県	●●市●●町●●	●●本	●●本	●●本	●●本	●●本	●●本	目視調査
●●県	●●市●●町●●	●●本	●●本	●●本	●●本	●●本	●●本	目視調査

本調書と合わせて、以下の資料を提出してください。

「①前年度の点検状況」を補足する資料として、点検を実施した平面図を提出してください。

「②前年度の措置結果」を補足する資料として、措置箇所毎に、位置図、建柱年、点検による診断結果、措置内容、工事の実施（予定）時期、写真など状況がわかる補足資料を提出してください。